

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

千葉県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、特措法第24条第9項に基づき、協力要請を行っています。

この度、新規感染者数の発生が一定程度、減少してきたことなどから、令和2年9月10日から、「多人数での会食」の自粛要請を解除し、以下のとおり、協力を要請することとしました。

自分の命、大切な人の命を守るとともに、感染拡大の防止と、社会経済活動を両立するため、「新しい生活様式」を定着させましょう。

皆さまの御理解・御協力をお願いします。

○ 県民の皆さまへ

会食の際は、感染リスクが高いため、「新しい生活様式」を意識して実践しましょう。

発熱、風邪症状のある方は、参加を控えましょう。

席は、対面にならないように座りましょう。

食事中は会話は控えめにして、会話を楽しむ際にはマスクの着用に努めましょう。

大声で会話することは、できる限り避けてください。

料理は大皿ではなく個々にするか、取り分けてもらうなどの工夫をしましょう。

お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けましょう。

◎ そのほか、特にお願いしたいこと

- ・ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策が徹底されていない施設等の利用を控えてください。
- ・ ご高齢の方は重症化のリスクが高くなっています。自分が感染しない、周りの方に感染させないように、感染リスクの高い場所への外出は自粛してください。
- ・ 厚生労働省接触確認アプリ「COCOA」のインストールをお願いします。

参考資料

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく協力要請一覧

令和 2 年 9 月 10 日現在

(1) 県民の皆さまへ

会食の際の注意

会食の際は、感染リスクが高いため、「新しい生活様式」を意識して実践しましょう。

- ・ 発熱、風邪症状のある方は、参加を控えましょう。
- ・ 席は、対面にならないように座りましょう。
- ・ 食事中は会話は控えめにし、会話を楽しむ際にはマスクの着用に努めましょう。
- ・ 大声で会話することは、できる限り避けてください。
- ・ 料理は大皿ではなく個々にするか、お店の方に取り分けてもらうなどの工夫をしましょう。
- ・ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けましょう。

特に注意していただきたいこと

- ・ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策が徹底されていない施設等の利用を控えてください。
- ・ ご高齢の方は重症化のリスクが高くなっています。自分が感染しない、周りの方に感染させないように、感染リスクの高い場所への外出は自粛してください。
- ・ 厚生労働省接触確認アプリ「COCOA」のインストールをお願いします。

施設の利用について

- ・ 施設を利用する際には、施設の利用前に厚生労働省接触確認アプリ「COCOA」をインストールするようにしてください。また、感染拡大防止のために施設管理者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に御協力をお願いします。特に、接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店、カラオケが設置されているお店の利用にあたっては、感染防止対策の徹底を確認してください。
- ・ カラオケの利用による感染拡大が発生しています。カラオケ利用の際は、歌唱中もマスクやフェイスシールドの着用をお願いします。
- ・ 飲食店の利用では、特に「3つの密」を避けてください。
- ・ 不特定多数の利用者がいる施設を利用する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除いて、原則として、マスクを着用してください。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底してください。
- ・ 不特定多数の利用者がいる施設を利用する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、「3つの密」の環境を避けてください。

そのほかの協力要請

- ・ 感染拡大を予防する「新しい生活様式の実践例」を参考に、「3つの密」の回避や、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続してください。特に、発熱等の症状があるときは、都道府県をまたぐ移動の自粛はもとより、受診以外は外出を控えてください。
- ・ マスクを着用せずに会話すること、大声で会話することは、できる限り避けてください。
- ・ 県外において、外出自粛の要請がなされている地域への移動は、慎重に対応していただくようお願いします。
- ・ 観光地においては、人と人の距離を確保するようにしてください。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して外出自粛に関して必要な協力の要請を行うことがありますので御協力をお願いします。

(2) 事業者の皆さまへ

- ・ 「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。特に、酒類を提供する飲食店については、「3つの密」の回避、換気など、取組の徹底をお願いします。
- ・ 取り組んでいる対策について、定期的に確認するとともに、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、取組状況の県民への公表に努めてください。
 - * 業種別のガイドラインは内閣官房のホームページに掲載されています。
 - * 業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進してください。
- ・ 体調が良くない従業員は出勤させないでください。
- ・ 令和2年8月8日0時から、感染拡大予防ガイドライン等に基づく対策が徹底されていない接待を伴う飲食店・カラオケ店の休業を要請します。

カラオケ店：カラオケ機器を設置し、客がその機器を利用し、歌唱する場を提供する店舗
- ・ 飲食店の事業者の皆様は、ガイドラインを実践し、テーブルは、飛沫感染予防のためにパーテーションで区切るか、できるだけ2m（最低1m）以上の間隔を空けて横並びで座れるように工夫してください。

施設の利用について

- ・ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者は施設の利用を控えてもらうようにしてください。
- ・ 施設の利用前に、施設利用者に接触確認アプリをインストールすることを促してください。また、必要に応じて、施設利用者の連絡先等の把握に努めてください。
- ・ 施設を利用する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除いて、原則として、マスクを着用することを促してください。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促してください。
- ・ 施設を利用する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、「3つの密」の環境を作らないよう徹底してください。
- ・ その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止対策を徹底してください。

(3) イベントについて

イベント参加者の皆さまへのお願い

- ・ 発熱等の症状がある場合はイベントに参加しないでください。
- ・ イベントに参加する前に接触確認アプリをインストールしてください。また、感染拡大防止のためにイベント主催者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に御協力をお願いします。
- ・ イベントに参加するときは、熱中症等の対策が必要な場合を除いて、原則として、マスクを着用してください。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底してください。
- ・ イベントの入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、「3つの密」の環境を避けるほか、そこにおける交流等は控えていただくようお願いします。
- ・ イベントの参加前・参加後は、移動中や移動先での感染防止のため、例えば、打ち上げ等における感染リスクのある行動の回避などの適切な行動をとってください。

主催者の皆さまへのお願い

- ・ 展示会や見本市等についても、イベントの制限に準じて対応してください。
- ・ イベントの規模にかかわらず、「3つの密」が発生しない席配置や人と人との十分な距離の確保（できれば2メートル）、マスクの着用、参加者名簿の作成による連絡先等の把握、催物の開催中や前後における選手・出演者や参加者等に係る行動管理、など基本的な感染防止策を講じてください。
- ・ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにしてください。その際の払い戻し措置等をあらかじめ規定しておいてください。

- ・ イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリをインストールするよう促してください。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底してください。
- ・ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除いて、原則として、マスクを着用することを促してください。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することも促してください。
- ・ 開催の目安は以下のとおりとしてください。
 - 屋内：上限人数は5,000人かつ定員の半分以下
 - 屋外：上限人数は5,000人以下かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2メートル）
- * 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会的主催者と来場者等）には両者を合計した人数とします。
- * 参加者の上限人数の考え方については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ定員の定めがある場合には、収容定員の半分以下としてください。
- * 屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されない場合や収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保できるように入場人数の制限などを行ってください。
- ・ 上限人数の目安に満たない場合でも、密閉空間で大声を発する場合や、管楽器を使用する場合、人との間隔を十分確保できない場合等は慎重な対応をお願いします。
- ・ 全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント（プロスポーツの試合等）や、参加者が1000人を超えるようなイベントを開催しようとする場合には、事前に県に相談をお願いします。
 - * 事前相談では、「大規模なイベント開催事前相談シート」により、こまめな手洗い、消毒、換気などの基本的な感染防止対策の実施について確認させていただきます。具体的な相談方法は、千葉県ホームページをご覧ください。
「大規模なイベントの開催に関する事前相談」
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan.html>
- ・ 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事のうち、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討してください。
- ・ 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であっても、参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限はありませんが、イベント参加者の連絡先等の把握の徹底をお願いします。また、参加者に、次のような適切な感染拡大防止対策を呼びかけてください。

発熱や感冒症状がある方は参加を控える
 人と人との十分な距離を確保
 行事及びその前後の交流での「3つの密」を避ける
 手洗いやマスクの着用
 接触確認アプリの活用

- ・ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間のトイレ、休憩場所、イベントの前後などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、トイレ、休憩場所等においても「3つの密」の発生をできるだけ回避するとともに、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかけてください。
- ・ 入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、施設等の状況に応じた室内の換気の適切な実施、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等を実施してください。対策を講じるにあたっては、「感染拡大防止対策チェックリスト」も参考に適切に行ってください。
「感染拡大防止対策チェックリスト」
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>
- ・ 特に大規模なイベントを開催する場合は、会場周辺の駅やバス停、公共交通機関、店舗などの混雑を緩和できるよう、入退場時間の分散や、交通手段への配慮など、「3つの密」の回避に関する工夫をお願いします。
- ・ イベントを開催する前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促してください。